

# 税務課から大切なお願い

## ● 地方税徴収特別対策室と協働

上三川町税務課は、今年度から、税収確保のため、栃木県庁の地方税徴収特別対策室の支援を受けて、県職員と共に滞納整理の強化に取り組んでいます。

## ● 三位一体改革と税源移譲

今年度、国と地方の三位一体改革により国庫補助・負担金が削減され、その分が所得税（国税）から住民税（地方税）へ、税源として移し替えられました。しかし、財源ではなく税源の移譲なので、住民税の収入率が低いと町の歳入は少なくなってしまう。

（※住民税が増えた分、所得税は減っています。）

このことは、即ち今年度の町の歳入に占める町税の割合が、昨年度と比べて大きくなったことを意味しています。

税収が当初の見積もり額を下回り予算額が確保できなくなった場合、歳入欠陥となり、予定していた事業が行えなくなるなど、必要な支出ができなくなってしまう。

## ● 私たちの上三川町のために

これからは、納税者の皆さん一人一人が、これまで以上に重要な役割を担うこととなります。国ではなく、納税者である皆さんが自分たちの町を支えていくことになるのです。

また、自主財源である税収を確保することは、地方自治・地方分権を推進することにつながります。

アメリカの歴代大統領の中で一番人気があるとされている第35代大統領J・F・ケネディは、ニューフロンティア政策の演説の中でこう言っています。「アメリカが自分のために何をしてくれるのかを問うのはやめてください。自分がアメリカのために何ができるかを問ってください。」と。今、自分たちが上三川町のためにできること、それはまず納税ではないでしょうか。

## ● 自主的な納付

上三川町は、納税者の皆さんの自主的な納付を期待していますが、期限を過ぎても納付がない場合は『滞納』状態となるので、止むを得ず財産の滞納処分（差押・公売など）を執行しなければなりません。差押財産の調査のため、滞納者の住居や事業所などを捜索することや、自動車差押のためタイヤロック（写真）をすることもあります。



しかし、滞納処分は税を徴収するための手段であって、それ自体が目的ではありません。最後に、滞納処分をしなくても税収が確保できるように、皆さんの自主的な納付をお願いします。

## ▼ 問い合わせ先

税務課 納税係 ☎ 9121

## 町税等の納付は 簡単便利な口座振替で

- ① 納税のために金融機関へ出向く必要がありません。
- ② 現金を持たずに納税ができるので安心です。
- ③ 納税の記録が通帳等に残ります。

## ● 手続きの方法

手続きは、役場税務課又はあなたの預貯金口座のある金融機関及び郵便局窓口で、預金通帳と届出印かんをお持ちの上、お申し込みください。一度申し込みされますと、廃止届、変更届が提出されるまで毎年継続されます。

なお、引き落としは、申し込み月の翌月に納期が来る税目等からとなりますので、お早めに申し込みください。

## ・ 振替できる町税等

- 町県民税
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 介護保険料

## ・ 取扱金融機関

- 足利銀行全店
- 栃木銀行全店
- 足利小山信用金庫全店
- 宇都宮農業協同組合本所・支所
- 郵便局

## ▼ 問い合わせ先

税務課 納税係 ☎ 9121